

# 保険外併用療養費(選定療養費)に関する事項

## 疾患別(外来)リハビリテーションに係る費用について

疾患別(外来)リハビリテーションの保険適用による算定日数を経過した場合、月13単位までリハビリテーションを行うことができますが、それを超えてリハビリテーションを行う場合は、保険外併用療養費(選定療養費)制度を活用することで、リハビリテーションを行うことができます。

保険外併用療養費(選定療養費)の料金等については、次のとおりとなります。

項 目	費 用
脳血管疾患等リハビリテーション料( )	2,200 円
該当患者が要介護認定者等である場合	1,320 円
廃用症候群リハビリテーション料( )	1,606 円
該当患者が要介護認定者等である場合	968 円
運動器リハビリテーション料( )	2,035 円
該当患者が要介護認定者等である場合	1,221 円
運動器リハビリテーション料( )	1,870 円
該当患者が要介護認定者等である場合	1,122 円
呼吸器リハビリテーション料( )	935 円

## 歯科 前歯部の金属修復に係る費用について

前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給に関する保険外併用療養費(選定療養費)の料金等については、次のとおりとなります。

金属の種類	1 歯当たりの費用
金合金	132,000 円
白金加金	132,000 円

前歯部の歯冠修復に金合金又は白金加金の使用を希望した場合に限り使用し、金合金又は白金加金に関する十分な情報提供を行います。

上記する金額はすべて税込みとなっております。